

樋管の操作に関する管理協定書

茨城県（以下「甲」という。）と常総市（以下「乙」という。）とは、甲が管理する一級河川新八間堀川（以下「新八間堀川」という。）及び一級河川八間堀川（以下「八間堀川」という。）の河川区域内に存する樋管の管理及び操作（以下「管理」という。）について、次のとおり暫定的に協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新八間堀川及び八間堀川に合流する乙が管理する用排水路に存する樋管について、甲から乙への引継ぎに向け相互に連携を図りながら、引継ぎが完了するまでの期間における適切な管理を確保することを目的とする。

（樋管の所在）

第2条 この協定の対象となる樋管は、別表、別添位置図及び協議対象樋管所在箇所図（①新八間堀川、②八間堀川）に示すとおり（以下「協定樋管」という。）とする。

（樋管の管理）

第3条 甲は、協定樋管の管理を、乙に委託する。

（管理費用及びその負担）

第4条 協定樋管の管理に要する費用は、原則として乙が負担する。

（管理の実施）

第5条 協定樋管の管理は、この協定書及びこの協定書に付属する「協定樋管操作要領」に従い実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、河川管理上必要があると認めるときは、乙に対して別に指示することができるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、協定締結日から効力を生じ、協定樋管の引継完了後に乙から河川管理者に申請される河川法第24条の許可がなされたときにその効力を失うものとする。

(引継手続)

第7条 協定樋管の引継ぎに関する事務手続きについては、甲乙協議により別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月29日

甲 常総市新石下1317-10

茨城県常総工事事務所長 池田



乙 常総市水海道諏訪町2-2-2番地3

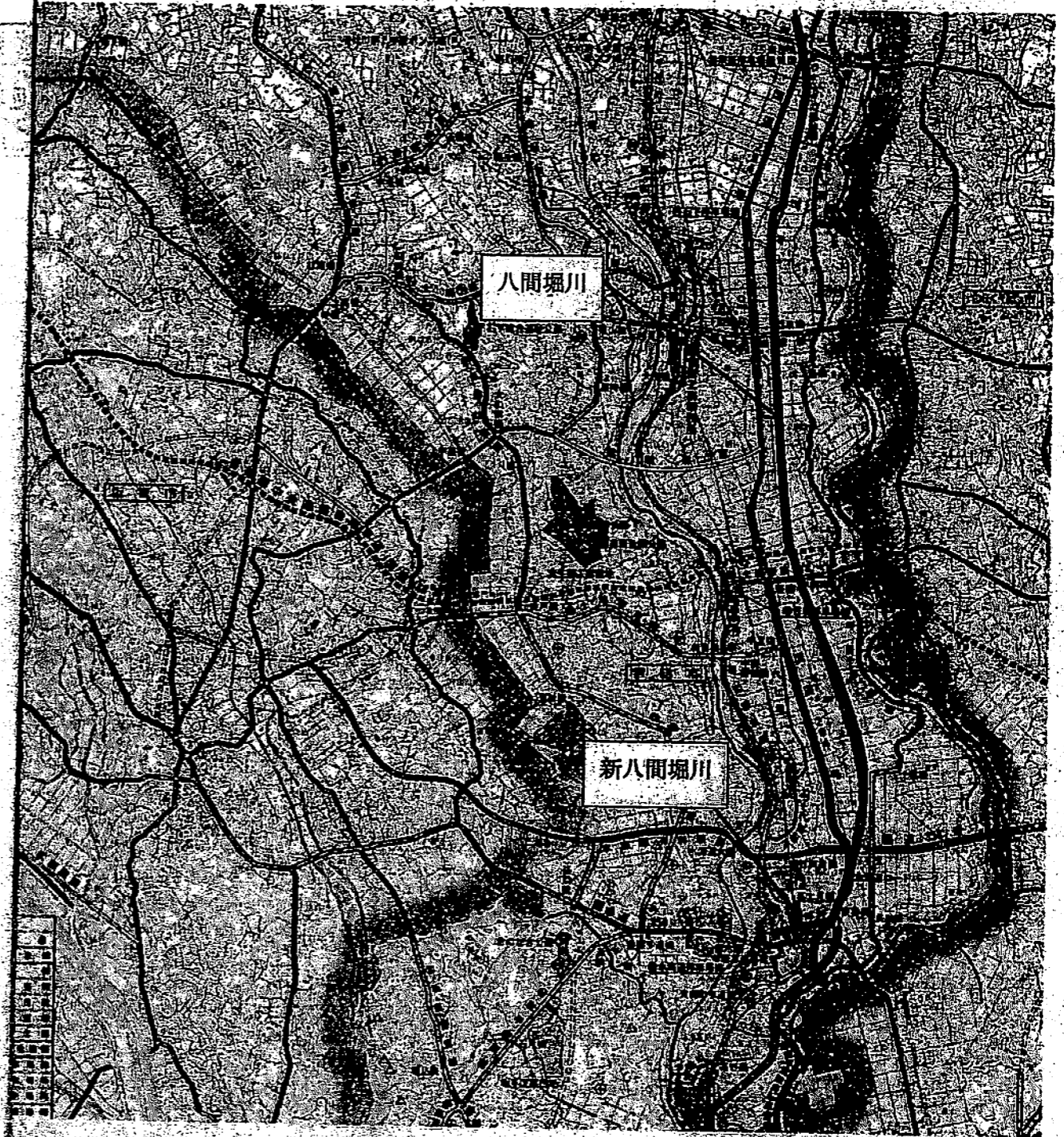
常総市長 高杉 徹



別表 (第2条関係)

河川名	樋管番号 (位置図)	樋管所在地	樋管管底高	背後地盤高
新八間堀川	樋管①	常総市水海道橋本町 3470-3	Y.P. +10.76	Y.P. +14.40
	樋管②	常総市水海道橋本町 無地番	Y.P. +11.06	Y.P. +12.60
	樋管③	常総市水海道橋本町 3627-2	Y.P. + 8.24	Y.P. +14.30
	樋管④	常総市水海道橋本町 3208-2	Y.P. + 8.24	Y.P. +13.90
	樋管⑤	常総市水海道橋本町 無地番	Y.P. + 9.91	Y.P. +14.00
八間堀川	樋管⑥	常総市水海道淵頭町 3088-2,3,4 常総市水海道淵頭町 3091-3,4,5,6	Y.P. +10.24	Y.P. +13.20
	樋管⑦	常総市水海道諏訪町 3118 常総市水海道淵頭町 3117-1	Y.P. +11.30	Y.P. +13.55
	樋管⑧	常総市水海道諏訪町 3166-2	Y.P. +10.12	Y.P. +13.97

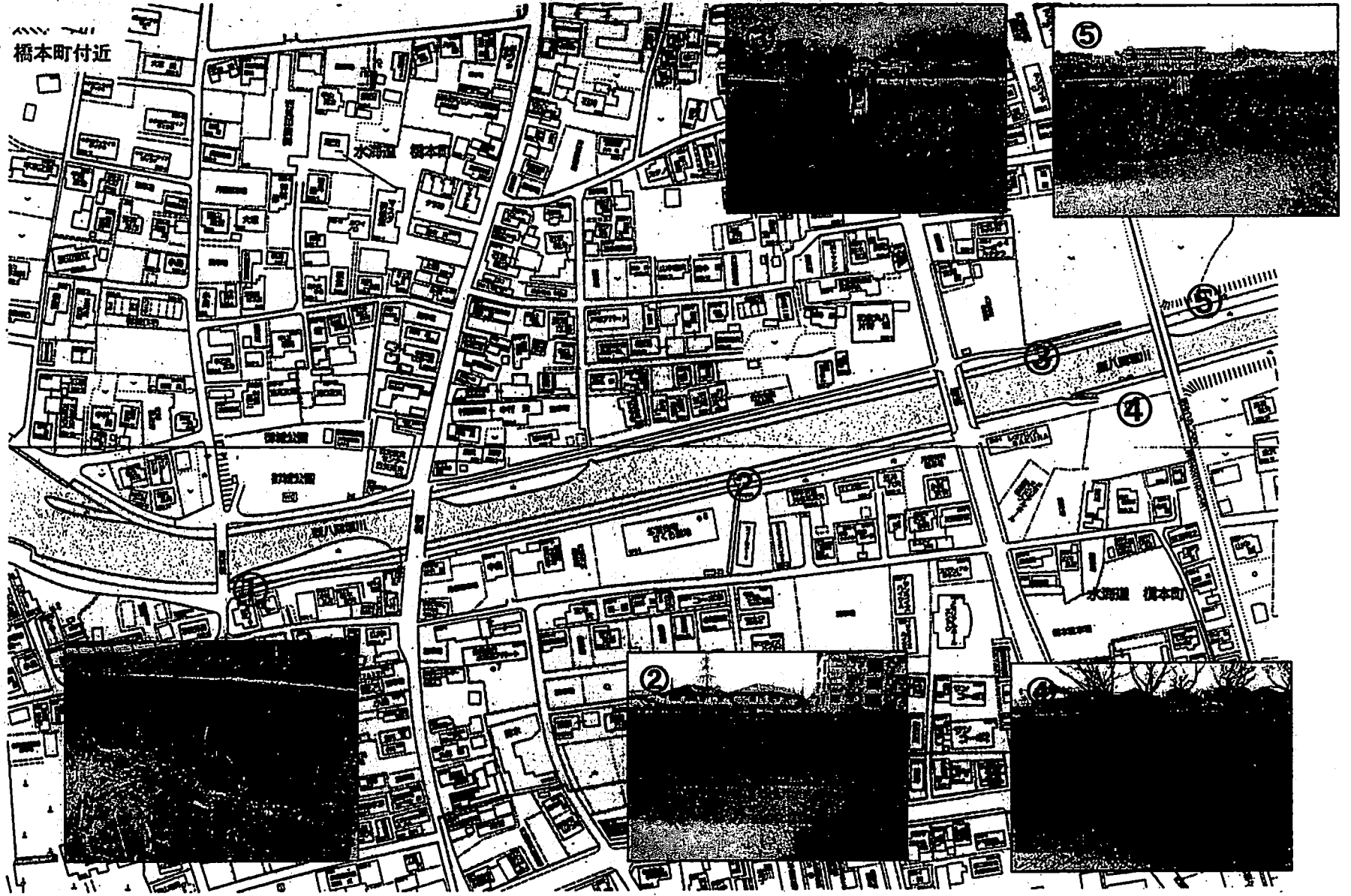
位置図



協議対象橋管所在箇所図①

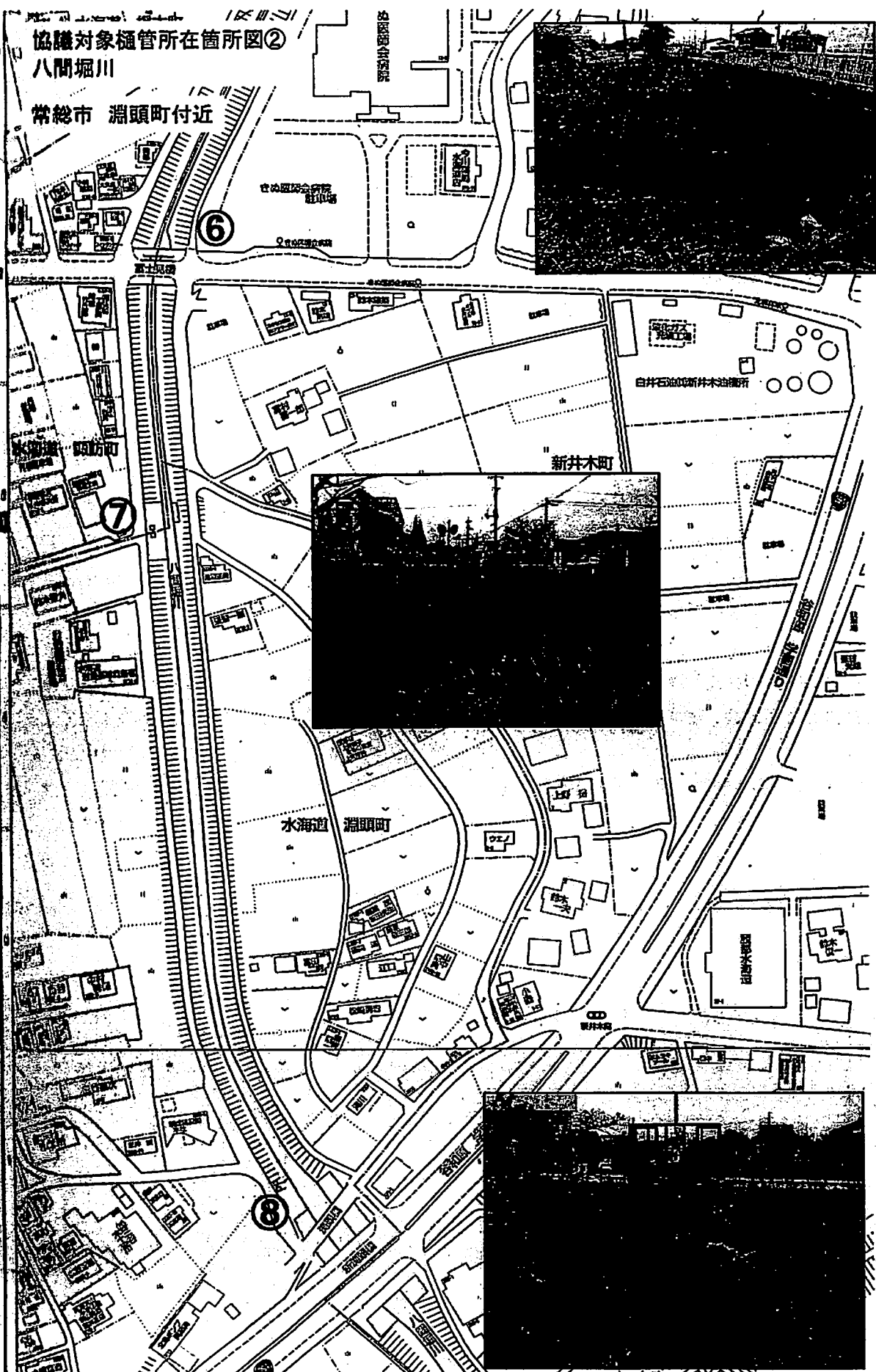
新八間堀川

常総市 橋本町付近



協議対象樋管所在箇所図②
八間堀川

常総市 淵頭町付近



協定樋管操作要領

(趣旨)

第1条 茨城県 (以下「甲」という。) と常総市 (以下「乙」という。) が締結した樋管の操作に関する管理協定書 (以下「協定書」という。) 第5条第1項に規定する協定樋管の管理の実施方法については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 協定樋管の操作は、新八間堀川及び八間堀川の洪水等による用排水路への逆流を防止することを目的とする。

(樋管の開閉操作)

第3条 新八間堀川に存する協定樋管の操作の基準とする国土交通省下館河川事務所 (以下「下館河川事務所」という。) が管理する八間堀川水門の内水位情報 (鬼怒川合流地点) については、甲が乙に対して提供するものとする。

2 八間堀川に存する協定樋管の操作の基準とする下館河川事務所が管理する小貝川水海道観測所の水位情報については、乙が自ら取得するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に掲げる方法で取得した水位情報が、次表に掲げる河川区分及び樋管区分に応じ、それぞれの操作水位に到達した時は、速やかに当該樋管を閉鎖するものとする。

河川区分	樋管区分 (位置図)	水位情報基準地	操作水位
新八間堀川	樋管①	八間堀川水門	操作不要
	樋管②	同 上	同 上
	樋管③	同 上	Y.P. +11.04
	樋管④	同 上	Y.P. +11.04
	樋管⑤	同 上	Y.P. +11.04
八間堀川	樋管⑥	小貝川水海道観測所	操作不要
	樋管⑦	同 上	Y.P. +12.30
	樋管⑧	同 上	Y.P. +12.30

【参考】

鬼怒川水海道	平水位 Y.P. +5.87
八間堀川水門	水門閉鎖開始水位 Y.P. +11.04
小貝川水海道	平水位 Y.P. +9.96
八間堀排水樋管	9月1日～2月末日
	小貝川表側水位 Y.P.+15.47 未満全開, +15.47 以上全開
	3月1日～8月31日
	小貝川裏側水位 Y.P.+12.00 未満全開, +12.00 以上全開
小貝川表側水位 Y.P.+15.47 未満全開, +15.47 以上全開	
旧八間堀川樋管	全閉水位 Y.P.+12.50

4 乙は、それぞれの協定樋管の所在地において、協定書別表に掲げる樋管管底高より河川の水位が下がったことを確認し樋管側に逆流するおそれがないと判断したときは、当該樋管を開放するものとする。

(操作方法の特例)

第4条 乙は、洪水、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において前条に規定する方法以外の方法により、協定樋管の操作をすることができるものとする。

(操作等の報告)

第5条 乙は、協定樋管の操作に起因する事故が発生したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(操作に関する記録)

第6条 乙は、協定樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 操作したゲートの名称及び開度
- (5) 第4条に該当するときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

(洪水警戒体制における措置)

第7条 乙は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、協定樋管を適切に管理する要員を確保すること。
- (2) 協定樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 協定樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を怠らぬこと。
- (4) その他協定樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第8条 乙は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水等が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(点検及び整備)

第9条 乙は、協定樋管を操作するために必要な機械、器具等について、毎月1回以上点検を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第10条 乙は、協定樋管付近の河川及び用排水路の水位、その他協定樋管を操作するために必要な事項を観測するものとする。

(日報)

第11条 乙は、協定樋管の管理に関する事項について日報を作成し、これらを保管するものとする。